

拡大教授会

○ 報告事項

1. 総務委員会報告
2. 研究科長・学部長・研究所長合同会議等報告（総B2号）（総B3号）
3. 研究費不正使用の注意喚起（研B3号）
4. 各委員会報告
5. その他
 - ・一高記念賞受賞者について（学B1号）
 - ・東大駒場友の会「新入生保護者と教養学部長との懇談会とキャンパスツアー」について

○ 議題

1. 三鷹国際学生宿舎の今後の課題について（経B1号）
2. 附属教養教育高度化機構に置かれる部門の組織を定める内規の一部を改正する規則(案)について（教B1号）
3. 令和7（2025）年度教養学部卒業生数について（教B2号）
4. 東京大学教養学部後期課程における再入学に関する内規（案）について（教B3号）
5. 2026年度役職者について（総B4号）

教授会

○ 教員人事

| | | |
|-----|----|----|
| 准教授 | 報告 | 2件 |
| 教授 | 提案 | 1件 |
| | 報告 | 6件 |

計9件

委員会関係

教務委員会 ・令和7年度前期課程退学命令対象者について

財務委員会

教育研究経費委員会

情報基盤委員会

入試委員会

学生委員会

三鷹国際学生宿舎
運営委員会

図書委員会

前期運営委員会

後期運営委員会

建設委員会

環境委員会

防災委員会

その他

拡大教授会および教授会議事要旨(案)

日 時 2026年2月19日(木) 15:02~16:45
場 所 Zoom会議
出席者 230名

議 題

○ 報告事項

1. 総務委員会報告

研究科長から、2月5日、2月19日開催の総務委員会について説明・報告があった。

2. 研究科長・学部長・研究所長合同会議等報告

研究科長から、1月27日、2月3日、2月17日開催の研究科長・学部長・研究所長合同会議について、資料(総A1号)(総A2号)(総B3号)に基づき説明・報告があった。

3. 全学環境安全衛生管理室等会議・事故災害報告

環境安全管理室鳥井寿夫室長から、資料(総B4号)(総B5号)に基づき報告があった。

4. 研究費不正使用の注意喚起

研究科長から、資料(研B4号)に基づき報告があった。

5. 「芸術創造連携研究機構」連携研究機構変更申請書について

芸術創造連携研究機構加治屋健司機構長から、資料(研B3号)に基づき報告があった。

6. 駒場ファカルティ・ハウス利用料金の値上げなどの変更について

研究科長から、資料(研B5号)に基づき報告があった。

7. その他

- ・研究科長から、「退職教職員送別パーティー」のお知らせについて説明があった。
- ・増田建教養教育高度化機構長から、教養教育高度化機構シンポジウムの開催について説明があった。

○ 審議事項

1. 東京大学大学院総合文化研究科・教養学部共用スペース運用委員会規則の改正について

研究科長から、資料(経B1号)に基づき説明がなされ、審議の結果、了承された。

2. 教養学部規則の改正について

武田将明後期運営委員会副委員長から、資料(教B1号)に基づき説明がなされ、審議の結果、了承された。

3. 教養学部後期課程における再入学に関する内規(案)について

武田将明後期運営委員会副委員長から、資料(教B2号)に基づき説明がなされた。

- ・市野川容孝教授から、東京大学学生懲戒処分規程の改定について意見が出された。

以下、教授会構成員対象の議題です。

○ 教員人事

| | | | | |
|-------|-----|--|--|-----|
| 退職転出等 | | | | 1件 |
| 講 師 | 報 告 | | | 2件 |
| 准 教 授 | 報 告 | | | 14件 |
| 教 授 | 提 案 | | | 1件 |
| | 報 告 | | | 24件 |

計42件

以上

議題及び資料

| | | |
|----|---|------------------|
| 01 | 学内外情勢 (資料1) 学内外情勢 | 総長 |
| 02 | 令和8(2026)年度理事等の分担 (資料2) 令和8(2026)年度理事等の分担(学内限り) | 総長 |
| 03 | 教員採用可能数等の配分にかかる令和9年度以降の措置の基本方針 * 審議 (資料3) 教員採用可能数等の配分にかかる令和9年度以降の措置の基本方針について(案)(科所長会議メンバー限り) | 相原理事 |
| 04 | 就業規則等の改正(令和8年4月1日改正) * 審議 (資料4) 就業規則等の改正(案) | 角田理事 |
| 05 | 東京大学学部通則の一部を改正する規則の一部改正 * 審議 (資料5) 東京大学学部通則の一部を改正する規則の一部を改正する規則(案) | 森山理事 |
| 06 | 東京大学における教員の任期に関する規則の一部改正 * 審議 (資料6) 東京大学における教員の任期に関する規則の一部を改正する規則(案) | 相原理事 |
| 07 | 全学共同利用スペースの施設使用料改定 * 審議 (資料7) 全学共同利用スペースの施設使用料改定 | 菅野理事 |
| 08 | UTokyo College of Design(価値創造学部/価値創造学科)の設置 * 報告 (資料8) 8-1:UTokyo College of Design(価値創造学部/価値創造学科)の設置について、 8-2:UTokyo College of Design(価値創造学部)の設置にかかる関連規則の改正予定等、 8-3:UTokyo College of Designの設置申請について | 森山理事 小関執行役 |
| 09 | ガバナンス改革策モニター部会の設置 * 報告 (資料9) 9-1:ガバナンス改革策モニター部会の設置について、 9-2:本部主導のガバナンスに向けた改革体制 | 相原理事 八木総長特任補佐 |
| 10 | リスクガバナンス強化検討委員会の委員変更 * 報告 (資料10)リスクガバナンス強化検討委員会名簿 | 総長 |
| 11 | 国際ネットワークThe University of the Arctic(UArctic)への加盟 * 報告 (資料11) 11-1:UTokyo×UArctic 加盟提案と共同研究構想(案)、 11-2:General presentation(University of the Arctic) | 相原理事 |
| 12 | 東京大学特命教授の決定 * 報告 (資料12) 東京大学特命教授の決定について(報告) | 総長 |
| 13 | 男女別研究者活躍データの可視化と公開 * 報告 (資料13) 男女別研究者活躍データの可視化と公開について | 林理事 |
| 14 | 服務規律の保持 * 報告 (資料14) 服務規律の保持について | 角田理事 |

議題及び資料

- 15 研究費不正使用防止に係る学生向け啓発資料 齊藤理事
* 報告
(資料15) 研究費不正使用防止に係る学生向け啓発資料について(通知)
-
- 16 2025年度標的型攻撃メール訓練実施報告 田浦執行役
* 報告
(資料16) 16-1:2025年度標的型攻撃メール訓練実施報告(学内教職員限り)、
16-2:2025年度標的型攻撃メール訓練部局別集計結果(部局長限り)
-
- 17 令和7年度ストレスチェック実施報告 岸執行役
* 報告
(資料17) 令和7年度ストレスチェック実施報告(学内教職員限り)
-
- 18 寄付講座、社会連携講座及び国立研究開発法人連携講座等の設置等 齊藤理事
* 報告
(資料18) 寄付講座、社会連携講座及び国立研究開発法人連携講座等の設置等
-

議題及び資料

- | | | |
|----|---|---------------|
| 01 | 学内外情勢 (資料1) 学内外情勢 | 総長 |
| 02 | 令和8(2026)年度理事等の分担 (資料2) 令和8(2026)年度理事等の分担(学内限り) | 総長 |
| 03 | 教員採用可能数等の配分にかかる令和9年度以降の措置の基本方針 * 審議 (資料3) 教員採用可能数等の配分にかかる令和9年度以降の措置の基本方針について(案) | 相原理事 |
| 04 | 東京大学基本組織規則の一部改正 * 審議 (資料4) 東京大学基本組織規則の一部を改正する規則(案) | 津田理事 |
| 05 | 各部局の組織等に関する規則の改正 * 審議 (資料5) 各部局の組織等に関する規則の改正(案) | 津田理事 |
| 06 | 学術経営本部の設置等に係る規則の制定・改正 * 審議 (資料6) 6-1:学術経営本部の設置等に係る規則の制定・改正(案)、 6-2:学術経営本部の設置等に伴う関連規則等改正(案) | 佐藤岩夫執行役 |
| 07 | 資源配分委員会規則の制定及び会計規程等の一部改正 * 審議 (資料7) 7-1:資源配分委員会規則の制定及び会計規程等の一部改正 概要、 7-2:資源配分委員会規則(案)及び会計規程等一部改正(案)、7-3:資源配分委員会の概要 | 菅野理事 |
| 08 | 東京大学研究インテグリティ・セキュリティ推進室内規の制定及び関連規則の一部改正 * 審議 (資料8) 東京大学研究インテグリティ・セキュリティ推進室内規の制定及び関連規則の一部改正 | 齊藤理事 |
| 09 | 東京大学大学院学則の一部改正 * 審議 (資料9) 東京大学大学院学則の一部を改正する規則(案) | 森山理事 |
| 10 | 東京大学事務組織規則及び東京大学本部事務組織所掌事務規程の一部改正 * 審議 (資料10) 東京大学事務組織規則及び東京大学本部事務組織所掌事務規程の一部改正 | 角田理事 |
| 11 | 東京大学経営協議会における総長選考・監察会議委員の選出に関する内規の一部改正 * 審議 (資料11) 東京大学経営協議会における総長選考・監察会議委員の選出に関する内規の一部を改正する規則(案) | 総長 |
| 12 | 学生の声を聞く制度検討WG報告書 * 報告 (資料12) 12-1:学生の声を聞く制度検討WG報告書(部局執行部限り)、 12-2:学生の声を聞く制度検討WG報告概要(部局執行部限り) | 真船副学長 |
| 13 | HR経営戦略の令和7年度活動報告及び令和8年度以降の課題等 * 報告 (資料13) 13-1:東京大学HR経営戦略の令和7年度活動報告及び令和8年度以降の課題等(学内限り)、 13-2:東京大学HR経営戦略、13-3:2025年度UTokyo Engagement Suvey(速報値)(学内限り) | 角田理事 |
| 14 | インフラ長寿命化計画(個別施設計画)2025年度版 * 報告 (資料14) 14-1:東京大学インフラ長寿命化計画(個別施設計画)2025年度版 説明概要、 14-2:インフラ長寿命化計画(個別施設計画)2025年度版 | 相原理事 出口執行役 |

議題及び資料

| | |
|--|--------------|
| 15 総長室総括委員会下の機構(臨床医療システムAI研究推進機構)の設置 * 報告 (資料15)総長室総括委員会下の機構(臨床医療システムAI研究推進機構)の設置 | 齊藤理事 |
| 16 令和7年度学生表彰「東京大学総長賞」の選考及び授与式 * 報告 (資料16)16-1:令和7年度学生表彰「東京大学総長賞」受賞者一覧、 16-2:令和7年度学生表彰「東京大学総長賞」授与式 | 藤垣理事 |
| 17 令和7年度若手研究者育成支援「東京大学卓越研究員」 * 報告 (資料17)令和7年度若手研究者育成支援「東京大学卓越研究員」(報告) | 齊藤理事 |
| 18 2026年度IncluDE・ジェンダー・エクイティ推進事業等 * 報告 (資料18)18-1:2026年度IncluDE・ジェンダー・エクイティ推進事業等について、 18-2:2026年度ワーク・ライフ・バランス推進のための研究リスタート・両立支援プログラム | 林理事 |
| 19 全学ハラスメント防止研修2025-2026の開催 * 報告 (資料19)全学ハラスメント防止研修2025-2026について(依頼) | 浅見執行役 |
| 20 UTokyo Global Navigation Board (GNB) 開催報告 * 報告 (資料20)20-1:UTokyo Global Navigation Board 開催報告(速報)、 20-2:(別紙1)GNB会議要旨(日英)、20-3:(別紙2)2026年2月GNB参加委員略歴 | 総長 |
| 21 安全保障輸出管理に関する徹底等 * 報告 (資料21)21-1:安全保障輸出管理に関する徹底等について(依頼)(教職員限り)、 21-2:安全保障輸出管理に関する参考資料 | 岡部執行役 |
| 22 「研究セキュリティの確保に関する取組のための手順書」の周知 * 報告 (資料22)22-1:「研究セキュリティの確保に関する取組のための手順書」の周知等について、 22-2:(別紙)「研究セキュリティの確保に関する取組のための手順書」の周知及び研究インテグリティの 確保に係る取組の徹底について(依頼)、22-3:(別添1)研究セキュリティの確保に関する取組のための 手順書、22-4:(別添2)研究セキュリティの確保に関する取組のための手順書について | 齊藤理事 |
| 23 令和6年度「研究費不正使用防止に対する部局の取組状況調査」の回答内容の共有 * 報告 (資料23)令和6年度「研究費不正使用防止に対する部局の取組状況調査」の回答内容の共有について | 齊藤理事 |
| 24 その他 (1) 令和8(2026)年度会議等予定表 (資料24)令和8(2026)年度会議等予定表 (2) 学術研究の大型プロジェクトの推進に関する基本構想(ロードマップ2026)の策定に係る公募 (資料25)学術研究の大型プロジェクトの推進に関する基本構想「ロードマップ2026」の策定に係る公募について(通知) | 津田理事 齊藤理事 |

研究費の不正使用の注意喚起

過去に不正認定された事例に学び、不正使用とならないように注意しましょう。

< 目的外の謝金・書類の虚偽作成編 >

松江工業高等専門学校で発生した事例

(謝金)

- ✖ 教員は、学生が海外研修費用捻出のためのアルバイト探しに窮していたところ、当該研究課題とは関係のない謝金業務を提案し、業務を依頼した。
- ✖ その謝金支出の際に、書面監査にて疑義がないよう虚偽の実施計画書及び業務実施確認表を提出した。
- ✖ 当該教員は不正使用と認識していたが、この方法で謝金が支出できたため、以後も、同様の意図、同様の手法の下、謝金の支払いを繰り返した。

(物品)

- ✖ 当該教員は、配分機関へ提出した研究計画調書に記載された設備備品及び消耗品は全く購入せず、別の物品を購入していたが、実際に購入した物品のうち、一部物品については当該研究課題の遂行に使用した実態が認められなかった。

【補足】

(謝金)

- ・ オープンキャンパスや授業等に使用する教材の作成など、当該研究経費と関係のない業務への従事による謝金であり、「目的外使用」に該当すると判断されました。
- ・ 虚偽の書類によって謝金の虚偽請求を行ったことは、高専機構の規則及び法令等に違反した公的研究費等の不正使用と判断されました。

(物品)

- ・ 当該研究経費で購入した物品のうち、ある物品については購入から研究期間終了までの間、当該研究とは関係のない学生の卒業研究のために貸与していた事実しか認められませんでした。
- ・ 当該教員は、経費の執行は当該研究課題の目的に適合したものでなければならないという認識が希薄で、自身の研究に関係すると言えるものであれば、自身に配賦される予算全体の中からどのような物品でも購入してよいという認識の下、当該研究課題には不必要な物品を購入していました。

文科省 HP に記載されている過去の研究機関における不正使用事案

https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1364929.htm

令和 7 年度 一高記念賞 受賞者名簿

学 部 (表彰年月日 令和 8 年 3 月 25 日)

◆学業◆

| | | |
|--------|-------------------|-----|
| 高野 友佳子 | 教養学科・超域文化科学分科 | 4 年 |
| 大江 航史 | 教養学科・地域文化研究分科 | 4 年 |
| 青木 彩 | 教養学科・総合社会科学分科 | 4 年 |
| 河西 玲良 | 教養学科・国際日本研究コース | 卒業 |
| 野口 竜太 | 学際科学科・総合情報学コース | 4 年 |
| 小林 綾香 | 学際科学科・国際環境学コース | 卒業 |
| 高槻 春華 | 統合自然科学科・統合生命科学コース | 4 年 |
| 河合 瞬太郎 | 統合自然科学科・物質基礎科学コース | 4 年 |

大学院 (表彰年月日 令和 8 年 3 月 24 日)

◆学業◆

| | | |
|--------|------------------|--------|
| 高良 厚公 | 言語情報科学専攻 | 修士 2 年 |
| 李 蓮 | 超域文化科学専攻 | 修士 2 年 |
| 伊東 希々 | 地域文化研究専攻 | 修士 2 年 |
| 金子 健 | 国際社会科学専攻 | 修士 2 年 |
| 菊池 颯大 | 広域科学専攻・生命環境科学系 | 修士 2 年 |
| 渡邊 開人 | 広域科学専攻・相関基礎科学系 | 修士 2 年 |
| 高橋 創 | 広域科学専攻・広域システム科学系 | 修士 2 年 |
| 杉本 智美 | 「人間の安全保障」プログラム | 修士 2 年 |
| 陸 裕陽 | 国際人材養成プログラム | 修士 2 年 |
| 加賀美 琴音 | 国際環境学プログラム | 修士 2 年 |
| 有賀 照道 | 言語情報科学専攻 | 博士 3 年 |
| 横山 紗亜耶 | 超域文化科学専攻 | 博士 3 年 |
| 高柳 峻秀 | 地域文化研究専攻 | 修了 |
| 横山 雄大 | 国際社会科学専攻 | 修了 |
| 住吉 里英子 | 広域科学専攻・生命環境科学系 | 博士 3 年 |
| 鴻巣 圭佑 | 広域科学専攻・相関基礎科学系 | 博士 3 年 |
| 今田 凜輝 | 広域科学専攻・広域システム科学系 | 博士 3 年 |
| 石本 めぐみ | 「人間の安全保障」プログラム | 博士 3 年 |
| 孔 碧玥 | 国際人材養成プログラム | 博士 3 年 |
| 加藤 匠馬 | 国際環境学プログラム | 修了 |

(参考) 令和 7 年度学生表彰「東京大学総長賞」の選考結果について

https://www.u-tokyo.ac.jp/ja/students/events/h12_03.html

令和7年度学生表彰「東京大学総長賞」受賞者一覧

【課外活動、社会活動等】（推薦21件中受賞3件／最上段太枠内◎印：総長大賞）

| 所属・氏名又は団体名 | 推薦基準 | 推薦題目 |
|------------------------|-----------------|---|
| ◎東大 UmeeT | 課外活動 国際交流 | 学生の運営する Web メディアを通じた、10 年にわたる本学の魅力の発信及び学内交流の活性化 |
| 東京大学英語ディベート部 | 吉田 光太郎 土屋 なさ | 課外活動 国際交流 |
| 東京大学工学部丁友会 RoboTech | 太田 優貴 | 課外活動 |
| | | オックスフォード・ケンブリッジ大学対抗戦での優勝・準優勝、および世界大会予選第 6 位等の成績 |
| | | 国内・国際ロボットコンテストにおける優勝及びロボット技術を通じたチーム間交流の促進 |

【学業】（推薦28件中受賞6件／最上段太枠内◎印：総長大賞）

| 所属・氏名 | 推薦基準 (推薦上の課程) | 推薦題目 |
|-------------------------|------------------|---------------------------------|
| ◎人文社会系研究科 博士3年 | 吉田 樹生 | 学業 (博士課程) |
| 工学部・4年 | 斉藤 咲太郎 | 学業 (学士課程) |
| 文学部・4年 | 岩田 晴登 | 学業 (学士課程) |
| 農学生命科学研究科 修士2年 | 富田 有香 | 学業 (修士課程) |
| 医学系研究科 2025年3月修了 | 中村 和貴 | 学業 (博士課程) |
| 新領域創成科学研究科 2025年9月修了 | 陳 洪瑞軒 | 学業 (博士課程) |
| | | A Grammar of Ghale (『ガレ語文法』) |
| | | 光応答性筋組織で駆動する四足歩行ロボット |
| | | 第一次世界大戦期イギリスの戦争目的と対ドイツ休戦交渉 |
| | | バイオマス系多糖ナノファイバーの機能と活用法の開拓 |
| | | 膜組織に着目した腫瘍進展機構の解明と制御 |
| | | 災害レジリエンスのための AI 駆動型地球観測データ解析の研究 |

新入生保護者と教養学部長との 懇談会

2026 4/11(土)

駒場キャンパスは、本学教養学部前期課程及び後期課程の学部生に加え、大学院総合文化研究科の大学院生・研究生が学び、語らい、成長していく場です。「東大駒場友の会」に入会された新入生保護者の皆様、そしてあたたかなお志をくださった方々を、教養学部と「東大駒場友の会」がこの駒場キャンパスにお招きして学部長との懇談会を開きます。新入生が利用するキャンパスや授業等を、本学教員とともにご紹介いたします。



皆様のご参加を心よりお待ちしております。

大学院総合文化研究科長・教養学部長 寺田 寅彦

プログラム…4月11日(土) 開場:10:00am

【第一部】 10:30～11:30

学部長講演会『駒場の魅力』

寺田 寅彦 大学院総合文化研究科長・教養学部長
会場:900番教室

【第二部】 11:45～12:30

キャンパスツアー

小グループに分かれ、
キャンパス内を教員の案内でまわります

【第三部】 12:45～14:30

昼食懇談会

大学院総合文化研究科長・教養学部長や
教員との会食、記念撮影など
会場:生協食堂2階

参加費
4,000円

定員
300名

※最新情報は「東大駒場友の会」WEBサイトでご確認ください

▶懇談会のお申し込みは「東大駒場友の会」WEBサイトにて、
東大駒場友の会にご入会の上、お手続きください。▶

*定員に達し次第締切とさせていただきます。

東大駒場友の会 <https://komaba-tomonokai.com/>



駒場リベラルアーツ基金へ一括10万円以上ご寄付いただいた方は
こちらの「新入生保護者と教養学部長との懇談会」に
無料でご招待します。

*2026年3月27日(金)までにご寄付をお申込みいただいた方へ教養学部よりメールにて招待のご案内をさせていただきます

▶ご寄付は
「駒場リベラルアーツ基金」
WEBサイトまで



令和 8 年 3 月 12 日

三鷹国際学生宿舎の今後の課題について

【経緯】

「三鷹国際学生宿舎の現状と課題について」は、2024 年 5 月 9 日、2024 年 6 月 13 日の三鷹国際学生宿舎運営委員会及び 2024 年 7 月 18 日の総務委員会、教授会に諮られ（別紙資料参照）、2024 年 8 月 2 日に真船研究科長から相原理事に「三鷹市新川キャンパスの敷地の一部売却について学部内の了承が得られた」旨の報告を行ったところである。

その後、本部内で検討を重ねた後、2025 年 5 月 28 日に「第一回三鷹市新川キャンパスと駒場Ⅲキャンパスの包括的再整備検討 SWG」が開かれ、今後の検討を進めるにあたって、まず教養学部の要望を再確認したい旨の依頼があった。

【要望案】

研究科長室で議論をした「要望案」は以下のとおりである

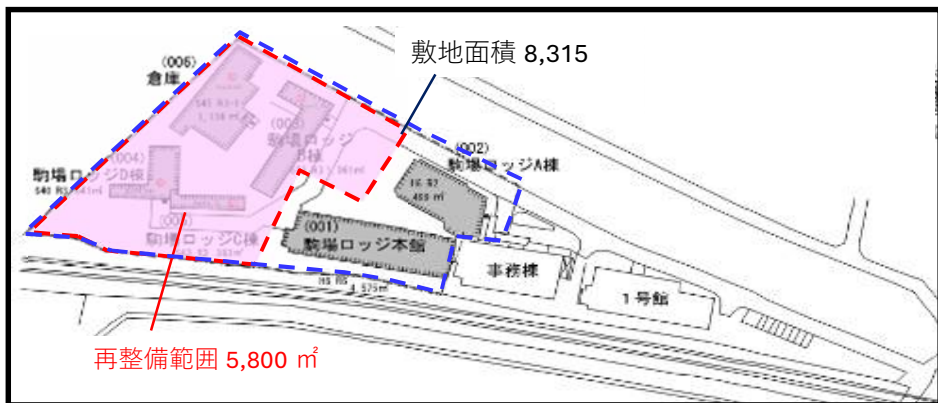
- （学生宿舎等として）全体で 300 室を駒場として要望したい。
- 「別表」案 4（三鷹 13 m²に 200 室、部屋の賃料設定および維持管理を本部にお任せする）+ α （駒場Ⅲ 13 m²に 100 室、部屋の賃料設定および維持管理を本部にお任せする）を原則として要望したい。
- 駒場から要望する 300 室の部屋の賃料は安い設定を希望。赤字になる設定の場合も、本部負担を希望。

（※ただし室数の最終的配分は本部で決めていただいてもかまわない）

【別表】 検討資料 (案1～案5)

| | 案1 | 案2 | 案3 | 案4 | 案5 |
|------|---|---|---|---|--|
| イメージ |  <p>整備面積：約4,600㎡ (内提供公園約300㎡) 譲渡面積：約24,900㎡</p> |  <p>整備面積：約3,700㎡ (内提供公園約210㎡) 譲渡面積：約25,800㎡</p> |  <p>整備面積：約3,800㎡ (内提供公園約220㎡) 譲渡面積：約25,700㎡</p> |  <p>※3,000㎡以上の 開発行為ではないため、 提供公園確保不要</p> <p>整備面積：約2,750㎡ 譲渡面積：約26,750㎡</p> |  <p>整備面積：— 譲渡面積：29,438㎡</p> |
| 概要 | <ul style="list-style-type: none"> 建物用途：共同住宅 部屋面積：約20㎡/室 部屋数：300戸 (3点セット込) 建物延床面積：約9,887㎡ 共用廊下容積：不算入 開発事業：該当 駐車場：必要 駐輪・二輪：必要 提供公園：必要 | <ul style="list-style-type: none"> 建物用途：共同住宅 部屋面積：約20㎡/室 部屋数：200戸 (3点セット込) 建物延床面積：約7,414㎡ 共用廊下容積：不算入 開発事業：該当 駐車場：必要 駐輪・二輪：必要 提供公園：必要 | <ul style="list-style-type: none"> 建物用途：寄宿舍 部屋面積：約13㎡/室 部屋数：300戸 (3点セット無し) 建物延床面積：約7,100㎡ 共用廊下容積：算入 開発事業：該当 駐車場：協議による 駐輪・二輪：必要 提供公園：必要 | <ul style="list-style-type: none"> 建物用途：寄宿舍 部屋面積：約13㎡/室 部屋数：200戸 (3点セット無し) 建物延床面積：約5,526㎡ 共用廊下容積：算入 開発事業：該当 駐車場：協議による 駐輪・二輪：必要 提供公園：不要 | |

【駒場IIIキャンパス】 (約13㎡/室 (3点セット込) 500室 予定)

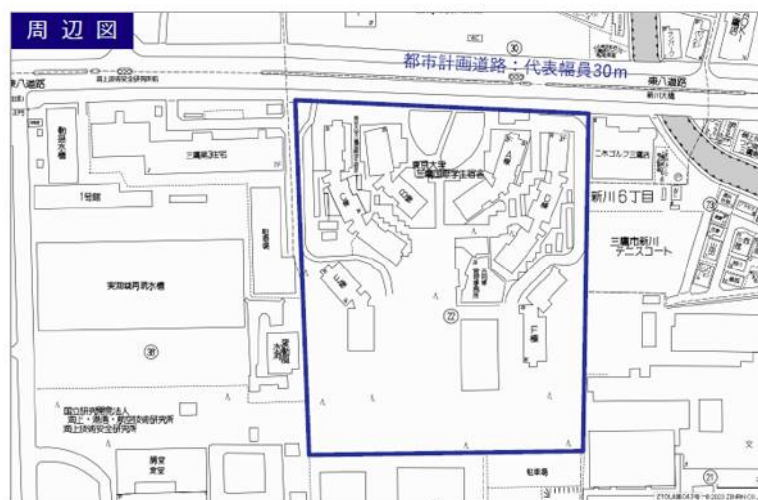


【参考】

三鷹国際学生宿舎 | 概要

Strictly Confidential

| | | |
|--------|---|------------|
| 所在地 | 三鷹市新川六丁目707番1 | 登記記録 |
| | 東京都三鷹市新川六丁目22-20 | 住居表示 |
| 交通アクセス | JR中央線他「三鷹」駅より 約2.7km (徒歩約33分) 小田急バス「海上技術前」バス停より 徒歩約5分 | |
| 地積 | 29,438.00㎡ (約8,904.99坪) | 登記記録 |
| 公法規制 | 用途地域 | 第一種住居地域 |
| | 建蔽率 | 60% |
| | 容積率 | 200% |
| | 防火地域 | 準防火地域 |
| | 高度地区 | 25m第2種高度地区 |
| | 日影規制 | 4-2.5h/4m |
| その他 | 最低敷地面積：90㎡ | |
| 建築物 | A棟：1,773.30㎡ (約536.42坪) B棟：1,770.10㎡ (約535.45坪) C棟：2,806.30㎡ (約848.90坪) D棟：2,702.62㎡ (約817.54坪) E棟：1,681.22㎡ (約508.56坪) F棟：1,779.71㎡ (約538.36坪) 共用棟：391.46㎡ (約118.4坪) | 貴学資料 |
| 道路幅員 | 北側：約30m (都市計画道路：拡幅済) | 机上計測 |



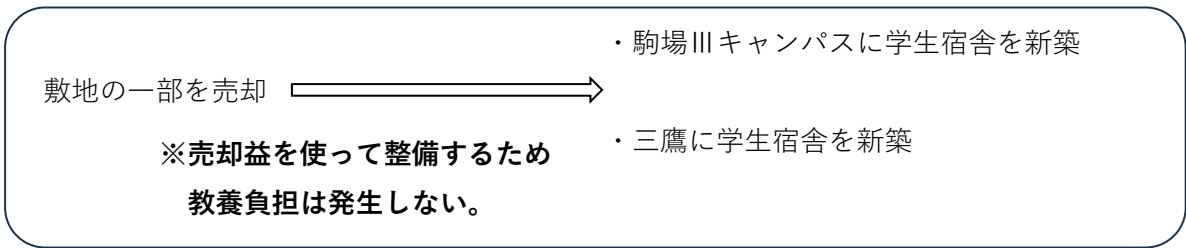
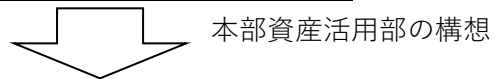
三鷹国際学生宿舎の現状と課題について

○キャンパス概要

- ・敷地面積：29,438.00 m² ・住戸数 ： 605 室（学生宿舎）
- ・棟 数 ： 7 棟（経年 28～30 年） ・入居率（R5.11 時点）：53.6%（男 256 人、女 67 人）
- ・アクセス：敷地は最寄り駅までは約 3 km 離れており利便性が悪い。
また、駒場Ⅰキャンパスまでは 1 時間程度の通学時間がかかる。
- ・会計検査院から、遊休土地の活用が指摘されている。

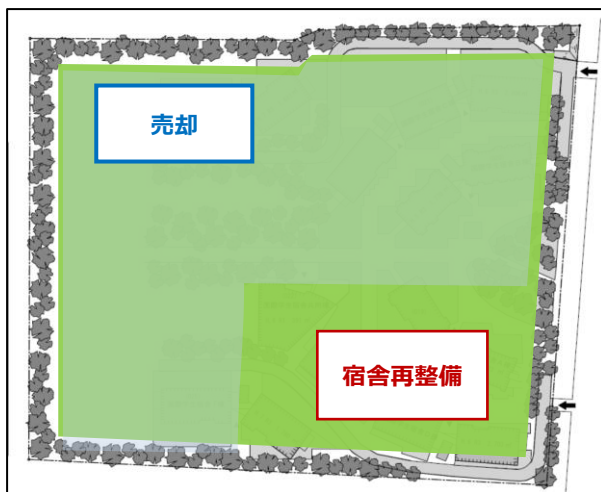
○課題：既存施設の老朽化

既存施設は平成 5～7 年にかけて整備され、老朽化が進んでいる。これまで大規模改修は実施されておらず今後維持していくためには、財源の確保が必要な状況である。

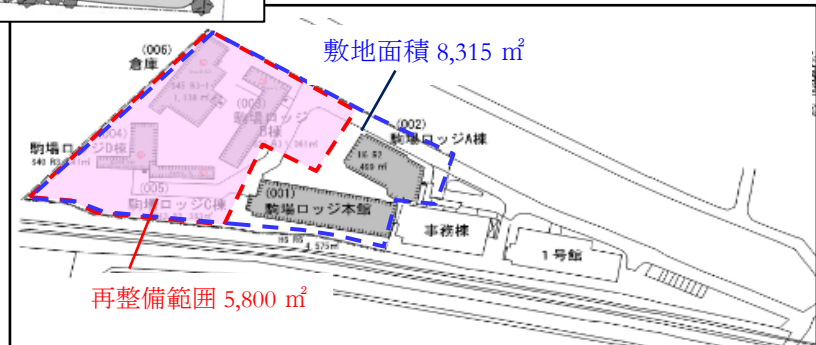


【イメージ図】

【三鷹市新川キャンパス】



【駒場Ⅲキャンパス】



○文科省との協議が必要

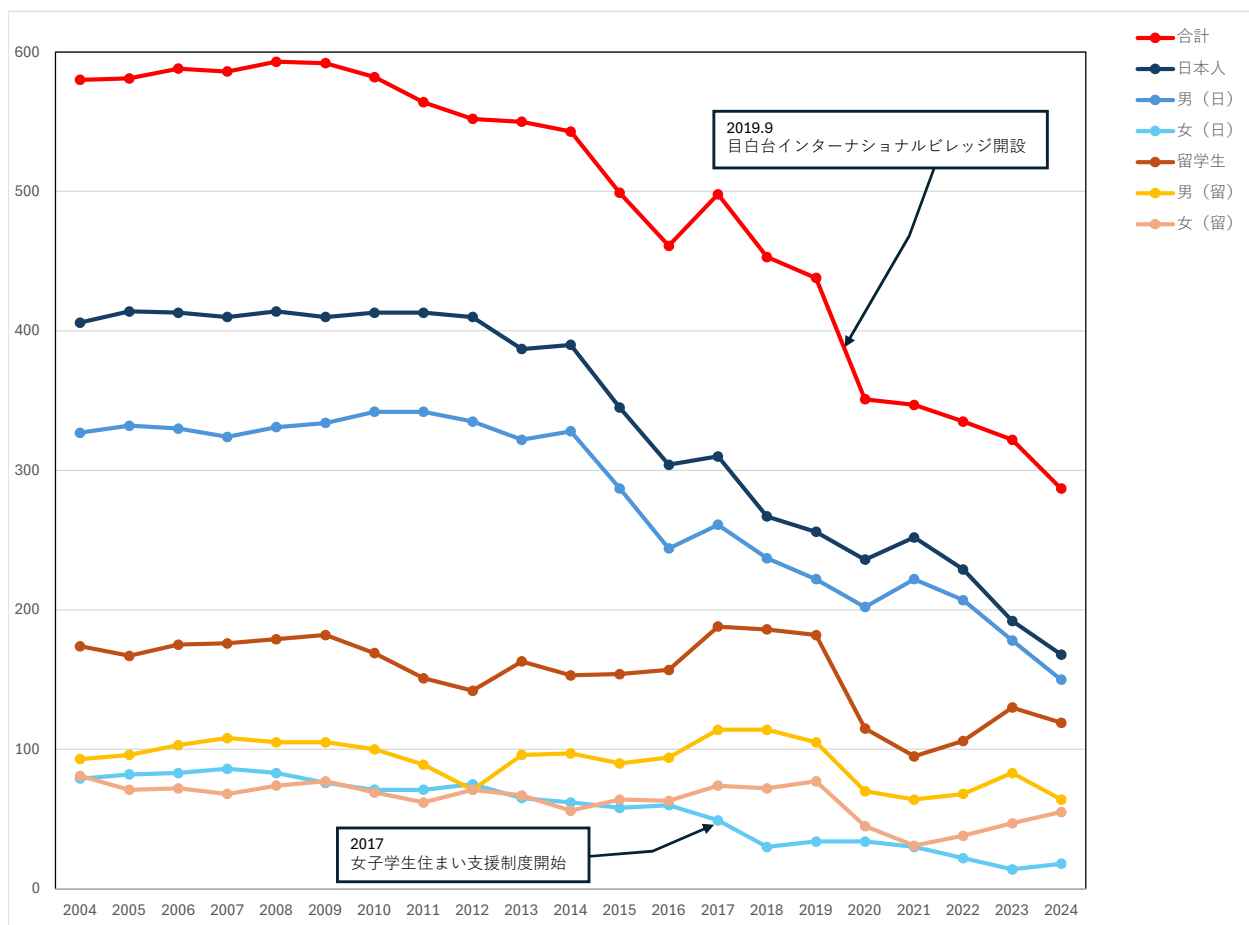
三鷹国際学生宿舎 入居者数推移

各年5月現在
全605室

| | 合計 | 日本人 | 男(日) | 女(日) | 留学生 | 男(留) | 女(留) |
|------|-----|-----|-------|------|-----|-------|------|
| 2004 | 580 | 406 | (327) | (79) | 174 | (93) | (81) |
| 2005 | 581 | 414 | (332) | (82) | 167 | (96) | (71) |
| 2006 | 588 | 413 | (330) | (83) | 175 | (103) | (72) |
| 2007 | 586 | 410 | (324) | (86) | 176 | (108) | (68) |
| 2008 | 593 | 414 | (331) | (83) | 179 | (105) | (74) |
| 2009 | 592 | 410 | (334) | (76) | 182 | (105) | (77) |
| 2010 | 582 | 413 | (342) | (71) | 169 | (100) | (69) |
| 2011 | 564 | 413 | (342) | (71) | 151 | (89) | (62) |
| 2012 | 552 | 410 | (335) | (75) | 142 | (71) | (71) |
| 2013 | 550 | 387 | (322) | (65) | 163 | (96) | (67) |
| 2014 | 543 | 390 | (328) | (62) | 153 | (97) | (56) |
| 2015 | 499 | 345 | (287) | (58) | 154 | (90) | (64) |
| 2016 | 461 | 304 | (244) | (60) | 157 | (94) | (63) |
| 2017 | 498 | 310 | (261) | (49) | 188 | (114) | (74) |
| 2018 | 453 | 267 | (237) | (30) | 186 | (114) | (72) |
| 2019 | 438 | 256 | (222) | (34) | 182 | (105) | (77) |
| 2020 | 351 | 236 | (202) | (34) | 115 | (70) | (45) |
| 2021 | 347 | 252 | (222) | (30) | 95 | (64) | (31) |
| 2022 | 335 | 229 | (207) | (22) | 106 | (68) | (38) |
| 2023 | 322 | 192 | (178) | (14) | 130 | (83) | (47) |
| 2024 | 287 | 168 | (150) | (18) | 119 | (64) | (55) |

女子学生住まい支援制度開始

(9月)目白台インターナショナルビレッジ開設



東京大学大学院総合文化研究科・教養学部附属教養教育高度化機構に置かれる部門の組織を定める内規の一部を改正する規則（案）

改正理由：環境エネルギー科学特別部門の廃止に伴い所要の改正を行う。

| 現 行 | | | 改 正 | | |
|------------------------------|------------|---------------|------------------------------|------------|-----------|
| (略) | | | (略) | | |
| 第2条 部門に、次に掲げる分野を置く。 | | | 第2条 部門に、次に掲げる分野を置く。 | | |
| 部門名 | 分野 | 領域 | 部門名 | 分野 | 領域 |
| Educational Transformation部門 | | | Educational Transformation部門 | | |
| 国際連携部門 | | | 国際連携部門 | | |
| 社会連携部門 | | | 社会連携部門 | | |
| 科学技術コミュニケーション部門 | | | 科学技術コミュニケーション部門 | | |
| 環境エネルギー科学特別部門 | | | (削除) | | |
| Diversity & Inclusion部門 | 社会科学教育研究分野 | | Diversity & Inclusion部門 | 社会科学教育研究分野 | |
| 実施部門 | 教養教育専担分野 | 外国語教育分野 | 実施部門 | 外国語教育分野 | |
| | | 高等教育融合領域 | | | 高等教育融合領域 |
| | | 高等教育先端領域 | | | 高等教育先端領域 |
| | | 高等教育特定領域Ⅰ | | | 高等教育特定領域Ⅰ |
| | | 高等教育特定領域Ⅱ | | | 高等教育特定領域Ⅱ |
| | 高等教育実践領域 | 高等教育実践領域 | | | |
| リーディング大学院教育分野 | | リーディング大学院教育分野 | | | |
| (略) | | | (略) | | |

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

令和7(2025)年度教養学部卒業生数
(令和8(2026)年3月25日付)

総数 185

| 学科・分科名 | 卒業生数 |
|-----------------------|-----------|
| 教養学科 超域文化科学分科 | 35 |
| 文化人類学コース | 5 |
| 表象文化論コース | 10 |
| 比較文学比較芸術コース | 3 |
| 現代思想コース | 4 |
| 学際日本文化論コース | 1 |
| 学際言語科学コース | 7 |
| 言語態・テキスト文化論コース | 5 |
| 教養学科 地域文化研究分科 | 34 |
| イギリス研究コース | 2 |
| フランス研究コース | 3 |
| ドイツ研究コース | 4 |
| ロシア東欧研究コース | 2 |
| イタリア地中海研究コース | 2 |
| 北アメリカ研究コース | 4 |
| ラテンアメリカ研究コース | 3 |
| アジア・日本研究コース | 12 |
| 韓国朝鮮研究コース | 2 |
| 教養学科 総合社会科学分科 | 36 |
| 関連社会科学コース | 8 |
| 国際関係論コース | 28 |
| 教養学科 国際日本研究コース | 3 |
| 国際日本研究コース | 3 |
| 学際科学科 | 25 |
| 科学技術論コース | 3 |
| 地理・空間コース | 10 |
| 総合情報学コース | 12 |
| 広域システムコース | 0 |
| 学際科学科 国際環境学コース | 2 |
| 国際環境学コース | 2 |
| 統合自然科学科 | 50 |
| 数理自然科学コース | 9 |
| 物質基礎科学コース | 14 |
| 統合生命科学コース | 14 |
| 認知行動科学コース | 10 |
| スポーツ科学コース | 3 |

東京大学教養学部後期課程における再入学に関する内規（案）

令和__年__月__日 制定

（目的）

第1条 この内規は、東京大学学部通則第9条及び東京大学教養学部規則第19条に規定する再入学に関し、後期課程における取り扱いについて定める。

（再入学の時期）

第2条 再入学の時期は、4月1日とする。

（出願資格）

第3条 再入学の出願をすることができる者は、次の各号のすべてに該当する者とする。

（1）再入学時において、退学後満1年以上経過していること。

（2）退学時点での残りの在学年限が1年以上あること。

2 出願先は、出願者が退学前に在籍した学科・分科・コース（以下、学科等という）と同一の学科等とする。ただし、特段の事情がある場合にはこの限りでない。

3 再入学の出願は、1回限りとする。

4 国際日本研究コース及び国際環境学コースへの出願については、令和11（2029）年度以降の再入学を認めない。

（出願手続）

第4条 再入学を志願する者は、再入学願、履歴書（写真貼付）、退学理由が消滅したことの証明書及び当該学科等が指定する書類に検定料を添えて、12月中旬までに願い出なければならない。

（選考方法）

第5条 選考は、書類審査及び面接によって行う。ただし、再入学時に退学時から満5年以上経過している者については、筆記試験を実施することがある。

2 再入学の可否は、学科等の審査後、後期運営委員会の議を経て、教授会において決定する。

（在学年限）

第6条 再入学後の在学年限は、退学時点での残り在学期間によって、次のとおりとする。

（1）残りの在学期間が1年以上2年未満の者は2年

（2）残りの在学期間が2年以上3年未満の者は3年

（休学期間）

第7条 休学期間は、退学前の休学期間と通算して4年を超えることはできない。

（退学前に修得した単位）

第8条 退学前に後期課程において修得した単位は、所属コースの認定により、卒業に必要な単位に算入することができる。

東京大学教養学部前期課程における再入学に関する内規

制定 平成 13 年 2 月 15 日

改正 平成 20 年 6 月 26 日

平成 27 年 12 月 24 日

令和 4 年 1 月 6 日

(目的)

第 1 条 この内規は、東京大学学部通則第 9 条及び東京大学教養学部規則第 19 条に規定する再入学に関し、前期課程における取扱いについて定める。

(再入学の時期)

第 2 条 再入学の時期は、学年の始めとする。

(出願資格)

第 3 条 再入学の出願をすることができる者は、次の各号のすべてに該当する者でかつ同一科類を志願する者とする。ただし、第 4 条第 2 項の審査において特に認められた場合には、この限りでない。

- (1) 再入学時において、退学後満 1 年以上経過しかつ退学の翌日から起算して満 5 年以内であること。
- (2) 退学時点において前期課程の在学年限まで 1 年以上残していること。ただし、第 7 条の規定により、2 年次への再入学が認められない場合は、2 年以上残していることを要する。
- (3) 第 6 条に定める再入学後の在学年限内に前期課程修了の見込みがあること。

2 再入学の出願は 1 回限りとする。

(出願手続)

第 4 条 再入学を志願する者は、出願に先立ち、再入学希望理由書を提出しなければならない。

- 2 再入学の出願を認めるか否かは、前期運営委員会及び教務委員会の正副委員長並びに学部長の指名する教員による審査に基づき、学部長が決定する。なお、審査にあたっては必要に応じて、再入学を志願する者と面接を行うことができる。
- 3 前項により再入学の出願を認められた者は、再入学願書、再入学後の履修計画書及び退学理由が消滅したことを証明する書類に検定料を添えて、願い出なければならない。

(選考方法)

第 5 条 選考は、書類審査及び面接によって行う。ただし、面接は、前条第 2 項の審査の際に面接を行った場合は省略することができる。

- 2 前項の書類審査及び面接は教務委員会が行う。
- 3 再入学の可否は、教務委員会による審議後、前期運営委員会の議を経て、教授会において決定する。

(在学年限)

第 6 条 再入学後の在学年限は、退学時点における前期課程の在学年限までの残り期間によって、次のとおりとする。ただし、第 4 条第 2 項の審査において特に認められた場合には、残りの期間と関係なく、4 年を上限として認めら

- (1) 残りの期間が1年以上1年6ヶ月未満の者は1年
 - (2) 残りの期間が1年6ヶ月以上2年未満の者は1年6ヶ月
 - (3) 残りの期間が2年以上2年6ヶ月未満の者は2年
 - (4) 残りの期間が2年6ヶ月以上3年未満の者は2年6ヶ月
 - (5) 残りの期間が3年以上4年未満の者は3年
- (修業年限)

第7条 再入学後の修業年限は、次のとおりとする。

- (1) 1年次に再入学を認める場合は、2年とする。
- (2) 2年次に再入学を認める場合は、1年とする。ただし、退学前に、入学時に示された1年次から2年次へ進級するための条件を満たしている場合に限る。

(休学期間)

第8条 再入学後の休学は、退学前の休学期間と通算して4年を超えない限り、前期課程及び後期課程を通じて1年を超えない範囲で認めることができる。ただし、第4条第2項の審査において特に認められた場合には、退学前の休学期間と通算することなく、前期課程及び後期課程を通じて4年を上限として認めることができる。

(既に修得した授業科目の取扱い等)

第9条 既に修得した授業科目及び単位数は、再入学後においても認めるものとする。ただし、教務委員会の判断によっては、この限りでない。

2 カリキュラムの変更を伴う場合には、教務委員会の議を経て新しいカリキュラムを適用させることができる。

(進学振分け又は進学選択)

第10条 退学前の進学振分け又は進学選択において内定していた場合でも、再入学後には考慮しない。

附 則

この内規は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

1 この内規は、平成20年4月1日から施行する。

2 平成17年以前に入学した者の在学年限及び修業年限は、この内規にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この内規は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、令和4年4月1日から施行する。

東京大学大学院総合文化研究科における再入学に関する規程

平成15年10月23日 研究科委員会制定

平成23年6月23日 研究科教育会議改正

平成28年4月28日 研究科教育会議改正

(目的)

第1条 この内規は、東京大学大学院学則第22条第1号及び東京大学大学院総合文化研究科規則21条に規定する再入学に関し定める。

(入学の時期)

第2条 再入学の時期は、4月1日とする。

(入学資格)

第3条 再入学することのできる者は、次の各号のすべてに該当する者とする。なお、再入学の出願は1回限りとする。

(1) 再入学時に、退学後満1年以上経過していること。

(2) 退学時点での残りの在学年限が1年以上あること。

(3) 第6条に定める在学年限内に、修了の見込みがあること。

(出願手続)

第4条 再入学を志願する者は、再入学願、履歴書(写真貼付)及び当該専攻(分野)・系等が指定する書類に検定料を添えて、12月中旬までに願出しなければならない。

(選考方法)

第5条 選考は、書類審査及び面接によって行う。ただし、再入学時に退学時から満5年以上経過している者については、筆記試験を実施することがある。

2 再入学の可否は、各専攻・系等の会議の議を経て、研究科教育会議において決定する。

(在学年限)

第6条 修士課程の再入学後の在学年限は、退学時点での修士課程の残り在学期間によって、次のとおりとする。

(1) 残りの在学期間が1年以上2年未満の者は2年

(2) 残りの在学期間が2年以上3年未満の者は3年

2 博士課程の再入学後の在学年限は、退学時点での博士課程の残り在学期間によって、次のとおりとする。

(1) 残りの在学期間が1年以上2年未満の者は2年

(2) 残りの在学期間が2年以上3年未満の者は3年

(3) 残りの在学期間が3年以上4年未満の者は4年

(4) 残りの在学期間が4年以上5年未満の者は5年

(休学期間)

第7条 休学期間は、退学前の休学期間も含めて、修士課程においては通算2年、博士課程においては通算3年を超えることはできない。

(退学前に修得した単位)

第8条 退学前の専攻・系等において修得した単位は、指導教員の認定により、修士課程又は博士後期課程の単位に算入することができる。

2026年度 研究科長室、専攻長・系長、図書館長、機構長、センター長等

| | | |
|---|-----------------|--------------------|
| 研究科長・学部長 (2025.4.1～2027.3.31) | 超域文化科学専攻 | 寺田 寅彦 |
| (選挙) 副研究科長・副学部長 (2026.4.1～2028.3.31) | 国際社会科学専攻 | 清水 剛 |
| (選挙) 副研究科長・副学部長 (2025.4.1～2027.3.31) | 生命環境科学系 | 道上 達男 |
| (指名) 副研究科長・副学部長 (2026.4.1～2027.3.31) | 言語情報科学専攻 | 小林 宜子 |
| (指名) 副研究科長・副学部長 (2026.4.1～2027.3.31) | 生命環境科学系 | 新井 宗仁 |
| 副研究科長・副学部長 | 事務部長 | 竹下 和宏 |
| (指名) 総長補佐 (2026.4.1～2027.3.31) | 言語情報科学専攻 | 遠藤 智子 |
| (委嘱) 研究科長補佐 (2025.10.1～2026.9.30) | 言語情報科学専攻 | 三浦 あゆみ |
| (委嘱) 研究科長補佐 (2026.4.1～2027.3.31) | 広域システム科学系 | 森畑 明昌 |
| 研究科長特任補佐(文系国際化対応) | 地域文化研究専攻 | 川喜田 敦子 |
| 研究科長特任補佐(理系国際化対応) | 相関基礎科学系 | 松田 恭幸 |
| 研究科長顧問(法務) | 国際社会科学専攻 | 小粥 太郎 |
| 研究科長顧問(国際広報) | 超域文化科学専攻 | John William O'Dea |
| 研究科長特別顧問 | 平谷・八百屋法律事務所 弁護士 | 八百屋 伴声 |
| 研究科長特別顧問 | 名誉教授 | 加藤 道夫 |
| 言語情報科学専攻長 | | 矢田部 修一 |
| 超域文化科学専攻長 | | 伊藤 徳也 |
| 地域文化研究専攻長 | | 村松 真理子 |
| 国際社会科学専攻長 | | 西村 弓 |
| 広域科学専攻長 | | 柳原 大 |
| 生命環境科学系長 | | 四本 裕子 |
| 相関基礎科学系長 | | 鈴木 貴之 |
| 広域システム科学系長 | | 成田 憲保 |

| | |
|---|---------------------------------|
| 駒場図書館長 (2026.4.1～2027.3.31) | 岡本 拓司 |
| 総合文化研究科図書館長 (2026.4.1～2028.3.31) | 植田 一博 |
| (任命) 教養教育高度化機構長 (2025.4.1～2027.3.31) | 増田 建 |
| (任命) グローバル地域研究機構長 (2026.4.1～2028.3.31) | 中野 耕太郎 |
| (任命) PEAK・GPEAK統括室長 (2026.4.1～2028.3.31) | 成田 大樹 |
| (任命) 国際環境学教育機構長 (2026.4.1～2028.3.31) | 成田 大樹 |
| (任命) 国際日本研究教育機構長 (2026.4.1～2028.3.31) | 前島 志保 |
| (任命) 先進科学研究機構長 (2026.4.1～2028.3.31) | 福島 孝治 |
| (任命) グローバルコミュニケーション研究センター長 (2025.4.1～2027.3.31) | 高橋 英海 |
| (委嘱) 国際交流センター長 (2025.4.1～2027.3.31) | キハラハント 愛 |
| (任命) 複雑系生命システム研究センター長 (2026.4.1～2028.3.31) | 澤井 哲 |
| (任命) 進化認知科学研究センター長 (2026.4.1～2028.3.31) | 四本 裕子 |
| 副研究科 長(文系 選挙) 東アジアリベラルアーツイニシアティブ長 (2026.4.1～2028.3.31) | 清水 剛 |
| (任命) 共生のための国際哲学研究センター長 (2025.4.1～2027.3.31) | 梶谷 真司 |
| (任命) 駒場アカデミック・ライティング・センター長 (2026.4.1～2028.3.31) | 土屋 和代 (2026.4.1～2027.3.31まで) |

備考：研究科長に事故があるとき又はその他研究科長の職務遂行に支障のあるときは、副研究科長が以下の順により研究科長の職務を代理する。

1. 評議員の副研究科長
2. 1.でない、選挙で選出された副研究科長
3. 1.と同じ系(文・理)の指名の副研究科長
4. 2.と同じ系(文・理)の指名の副研究科長